

## 六稜会館運営規程

### 【趣旨】

第1条 六稜会館（以下、「会館」という）は、母校の歴史資料を保存・展示し、自由闊達な六稜文化を創造すると共に、卒業生相互又は在校生と母校関係者との交流を図り、社会に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

### 【会館利用の所管および事務】

第2条 六稜会館の利用については同窓会事務局（以下、「事務局」という）が所管する。六稜会館利用規程に基づく利用に関する事務取扱いについては細則を以って別に定める。

### 【利用の対象範囲】

第3条 会館を利用できるのは、同窓会会員、学校教職員、生徒、PTA 構成員のほか、学校長の許可を受けた者とする。

### 【休館日及び開館時間】

第4条 休館日及び開館時間については細則を以って別に定める。

- 1) 必要に応じて臨時に開館し、あるいは開館時間を変更することができる。
- 2) 事務局または教職員の都合がつく場合に限り、休館日または開館時間外にも利用することができる。

### 【利用者の遵守事項】

第5条 会館の施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の利用に際しては、規程、本細則の定めその他、事務局の指示に従うこと。
- (2) 会館内において、営利・政治・宗教を目的とした行為をしないこと。
- (3) 危険物の持ち込み、火気の使用等、会館内の安全を損なう行為をしないこと。施設・設備の利用に当たっては、その汚損・破損のないよう利用すること。又、設営などの準備作業及び使用後の清掃など復元作業は、利用者の責任において行うこと。
- (4) 飲酒または喫煙等については、学校敷地内であることを配慮し、良識ある行動をとること。
- (5) その他、公序良俗を乱す行為をしないこと。

### 【会館の施設・設備】

第6条 会館に次の施設・設備を置く。

- |             |    |
|-------------|----|
| (1) 六稜ホール   | 3階 |
| (2) オフィス    | 2階 |
| (3) 会議室     | 2階 |
| (4) 六稜サロン   | 1階 |
| (5) 六稜ギャラリー | 地階 |
| (6) 収蔵室     | 地階 |
| (7) 研究室     | 地階 |

**【施設の使用】**

第7条 会館を使用する者は、所定の様式による申込書を事務局に提出し、許可を得なければならない。

**【使用料等】**

第8条 会館の使用料は、原則として無料とする。ただし光熱水費等の実費相当額を会館維持協力金として使用者に負担していただくものとする。

**【施設の使用許可の取消】**

第9条 事務局は、第7条によって施設の使用を許可された者が、次の各号に該当した場合、施設使用の許可を取り消し、又は施設使用を停止することができる。

- (1)
  - 1 第5条各号に違反したとき
  - 2 許可された目的外、又は時間外の利用をしたとき
  - 3 許可された施設以外を利用したとき
  - 4 その他会館の管理運営上支障があると認められるとき

(2)

前項によって、会館使用の停止を命じられた者は、直ちに会館から退去しなければならない。

**【損害補償】**

第10条 故意または重大な過失によって、建物・施設・設備もしくは備品を滅失、汚損、または破損したときは、使用者はその損害を補償しなければならない。

**【細則の制定】**

第11条 この規程施行の際に必要な事項は、細則を以て別に定める。

#### 附記

- (1) この規程は、平成23年（2011年）10月1日より施行する。
- (2) 本規程の改廃は、学校長及び六稜同窓会理事会の承認を必要とする。

#### 附記（会館の由来）

会館は会員及び物故会員、現・旧職員の有志、並びに趣旨に賛同された企業・団体の寄附により平成15年（2003年）に建設完工し、大阪府立北野高等学校施設の一つとして六稜同窓会より大阪府に寄附されたものである。